

安心苑 ホームサービスセンター 利用書（重要事項説明書）

当事業所は介護保険の指定を受けています。

通所介護 （指定 第 2772400467 号）

当事業所はご契約者に対して居宅サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 苦情の受付について.....	10

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 清松福祉会
- (2) 法人所在地 大阪府枚方市長尾西町 3 丁目 28 番 10 号
- (3) 電話番号 072-850-4141
- (4) 代表者氏名 理事長 児玉 誠
- (5) 設立年月 昭和 60 年 2 月 15 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成10年11月10日指定
- (2) 施設の目的 老人介護
- (3) 施設の名称 安心苑
- (4) 施設の所在地 大阪府枚方市招提北町2丁目25番1号
- (5) 電話番号 072-866-2217
- (6) 施設長(管理者)氏名 狩俣 誠
- (7) 当施設の運営方針*

安心苑の名前にもあるように入居者及び在宅サービスの利用者ともに、老後の生活を広義の意味で安心したものにできるように、安心介護のサービスを提供することをスタッフ全員が意識して日々の業務に励むこととする。

- (8) 開設年月 平成10年11月10日
- (9) 入所定員 介護老人福祉施設 56人 短期入所生活介護 14人 通所介護 30人

3. 事業所実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 枚方市
- (2) 営業日及び営業時間

	営業日	受付時間	サービス提供時間
デイサービス	月曜日～土曜日（日曜日、祝日は休日）	平日 8時30分～17時00分	9時00分～16時30分
ショートステイ	年中無休		24時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1
2. 介護職員	8名	4
3. 相談員	1.5名	1
4. 看護職員	1名	1
5. 機能訓練指導員	1名	1

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)

昼食 12:00～13:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員等により適切な計画のもと、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑥口腔機能向上

- ・必要な方に口腔衛生、咀嚼、嚥下機能の向上を図ります。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第7条参照)

①併設通所介護(7時間以上8時間未満)

(単価:円/回)

	利用料	入浴	サービス提供体制
要介護 1	688	42	※
要介護 2	812	42	
要介護 3	941	42	
要介護 4	1069	42	
要介護 5	1200	42	

②認知併設通所介護(7時間以上8時間未満)

(単価:円/回)

要介護 1	944	42	※
要介護 2	1044	42	
要介護 3	1146	42	
要介護 4	1248	42	
要介護 5	1349	42	

若年性認知症受け入れ加算	63	対象者のみ
--------------	----	-------

- ※ サービス提供体制加算Ⅰの場合 24円（介護職員のうち介護福祉士のものが70%以上の場合算定）
- ※ サービス提供体制加算Ⅱの場合 19円（介護職員のうち介護福祉士のものが50%以上の場合算定）
- ※ サービス提供体制加算Ⅲの場合 7円（直接処遇職員のうち勤続3年以上のものが30%以上の場合算定）

上記いずれかを算定

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 59 機能訓練指導員が協力して計画を立て施設の職員が実行した場合

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 80 常勤の機能訓練指導員が協力して計画を立て施設職員が実行した場合

個別機能訓練加算（Ⅱ） 21（月） 機能訓練計画を立て厚生労働省へデータを送った場合

機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明いたします。

科学的介護推進体制加算 42（月） 厚生労働省へ介護情報をフィードバックした場合。

- 中重度ケア加算 47
- ①看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を2名以上確保している
 - ②サービス提供時間中看護職員を配置している
 - ③前年度の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が30%以上である
- 上記3つとも満たしている場合

- 認知症加算 63（対象者のみ）
- ①看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を2名以上確保している
 - ②サービス提供時間中認知症認知症介護に係る実践的な研修等の修了者を配置している
 - ③前年度の利用者の総数のうち介護を必要とする重度の認知症の者の占める割合が15%以上であること
 - ④認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議の定期実施

☆介護職員処遇改善加算として、事業所が介護職員の処遇改善計画を策定履行した場合

介護処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ：併設通所介護は6.4%～9.2%

認知症併設通所介護は12.2%～18.1%加算されます。

以上のサービスを利用された場合、介護保険の一部負担分として頂きます。

前記は介護保険の給付対象の1割負担で計算しています。2割負担の利用者は2倍になります。

※ 食事提供にかかる費用 1日 680円 おやつ代 100円 消耗品費 1日 200円

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（第5条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）
1月	1日ーお正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…）
2月	3日ー節分（施設内で豆まきを行います。）
3月	3日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）

ii) クラブ活動

※ご希望をお聞きし特別なクラブ活動として必要なときは実費相当をいただきます。

iii) カラオケ喫茶での飲食希望者はその費用100～200円程度

遊技場利用希望者は1回100円

③ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

通常の事業実施区域から片道10km未満：1,000円

通常の事業実施区域から片道10km～20km未満：2,000円

通常の事業実施区域から片道20km以上の場合：1回3,000円

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

紙おむつ代：100円 パット：30円 フラット：40円

⑥ 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆但し、制度改正に伴うものはそれに準じて行います。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

＜振込の場合、手数料は各自負担でお願い致します。＞

ア・金融機関口座からの自動引き落とし

イ・当事業所に直接来苑し、支払う。

ウ・下記指定口座への振り込み

京都信用金庫枚方東支店 普通預金 0087288

名義名 安心苑 ホームサービスセンター 理事長 児玉 誠

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料の 50% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 利用料金はご本人もしくは身元引受人にお支払いいただきます。

7. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）TEL 072-866-2217

〔職名〕 相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

枚方市役所健康福祉部 介護認定給付課	所在地 電話番号 受付時間	大阪府枚方市大垣内町 2-1-20 072 (841) 1221 ・ FAX 072 (846) 2503 AM9：00～PM5：30
大阪府社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	大阪府中央区中寺 1-1-54 06 (6191) 3150 ・ FAX 06 (6768) 2426 AM9：00～PM5：00
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	大阪府中央区常磐町 1-3-8（中央大道FNビル内） 06 (6949) 5418 ・ FAX 06 (6949) 5417 AM9：00～PM5：00

令和 年 月 日

安心苑 ホームサービスセンターの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

〔説明者職名〕

〔氏 名〕

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

〔本 人〕

住 所

氏 名

印

電話番号

〔身元引受人〕

住 所

氏 名

印

電話番号

<サービス利用書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階

(2) 建物の延べ床面積 2,729.21 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を実施しています。

[特別養護老人ホーム 安心苑]	平成10年11月10日		定員56名
[短期入所生活介護事業]	平成12年4月1日指定	2772400483号	定員14名
[通所介護事業]	平成12年4月1日指定	2772400467号	定員30名
[居宅介護支援事業]	平成12年4月1日指定	2772400541号	
[認知症対応通所介護事業]	平成18年4月1日指定	2772400467号	定員10名
[介護予防短期入所生活介護事業]	平成18年4月1日指定	2772400483号	
[介護予防通所介護事業]	平成18年4月1日指定	2772400467号	
[介護予防福祉用具貸与]	平成16年5月1日指定	2772402349号	
[介護予防認知症対応通所介護事業]	平成18年4月1日指定	2772400467号	

(4) 施設の周辺環境*

施設の前には、招提北中学校が隣接しており、入居者と中学生との交流も行っております。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

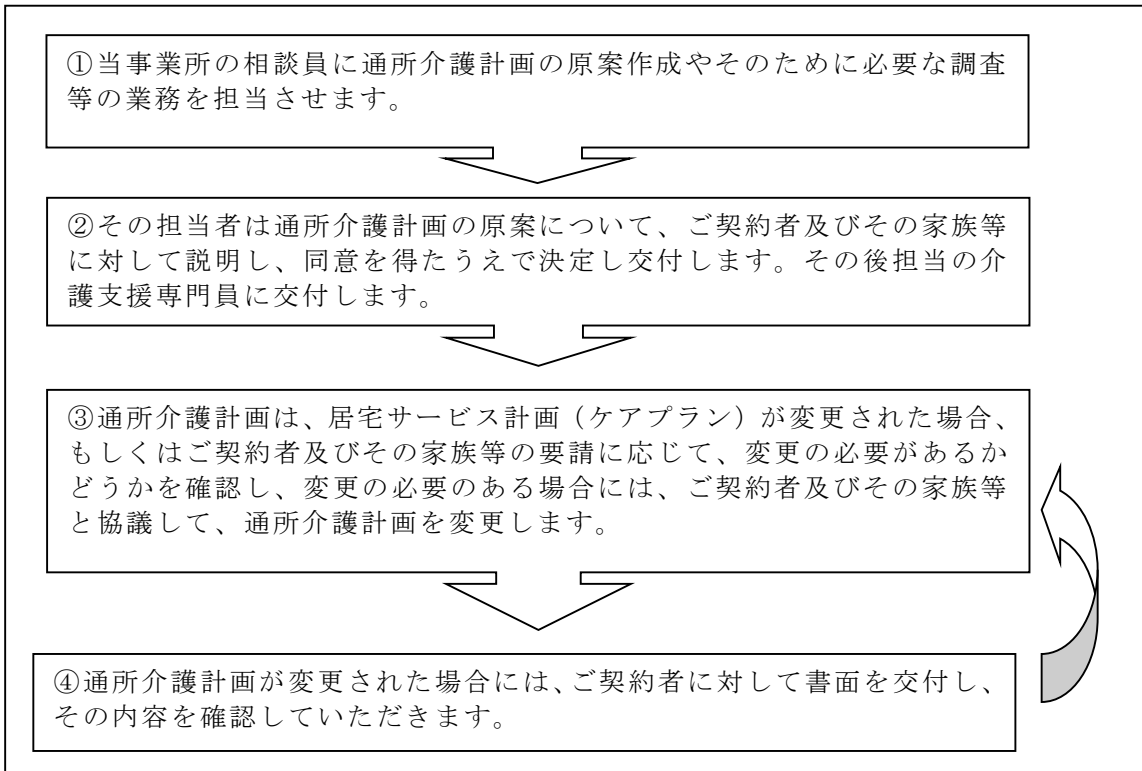
生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、相談支援を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいたしますが、日常生活上の介護、介助等もいたします。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

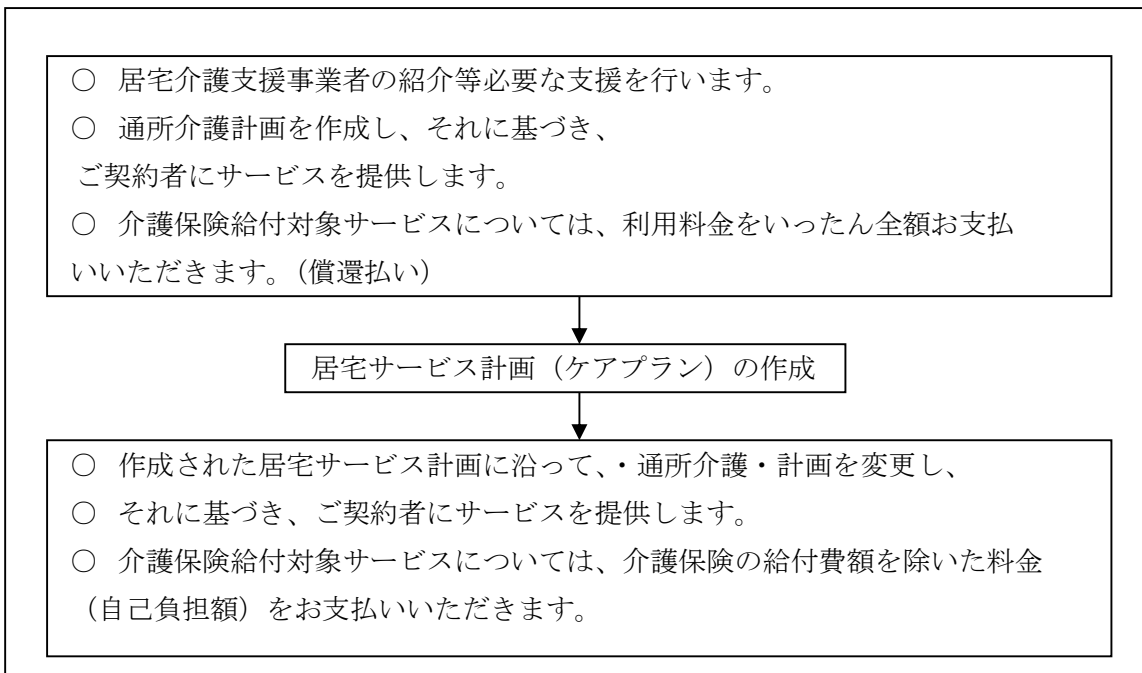
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結に作成する「短期入所生活介護・通所介護・訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

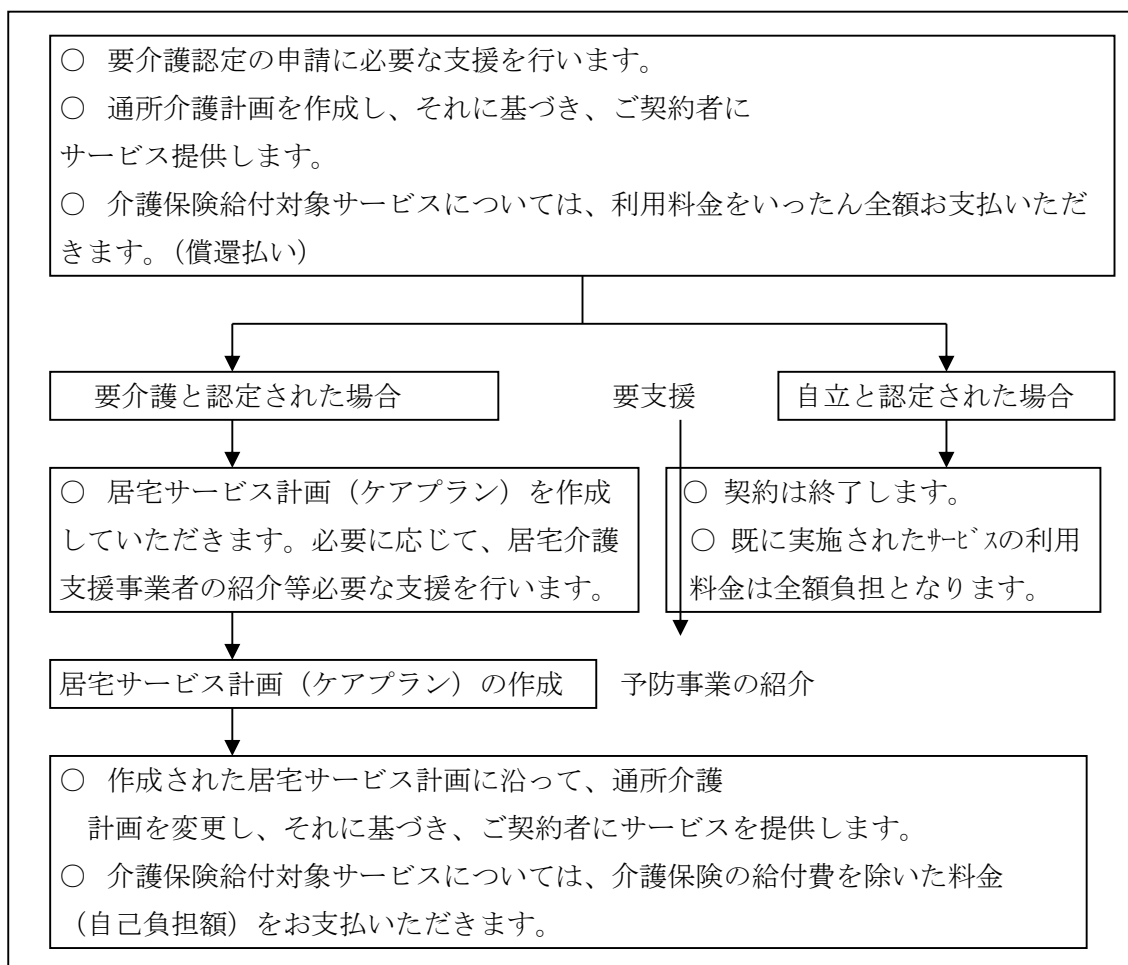


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、提供の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、退所して頂く場合もあります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者のサービスの調整や緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑦事業所又は従業員は、契約者に事故等発生し、発見した時は、「フェースシート」に記載されている家族や主治医、担当の居宅介護支援事業所等関係各所に連絡し、事故拡大を防止し、再発の防止に努めます。(緊急時の対応)

5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

※他の利用者の迷惑になる物等の持ち込み。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

○共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	関西医大くずは病院 TEL 072-809-0005
所在地	大阪府枚方市楠葉花園町 4-1
診療科	内科・外科・整形外科・他

医療機関の名称	向山病院 TEL 072-855-1246
所在地	大阪府枚方市招提元町 1-36-6
診療科	内科・外科・整形外科・他

※ご契約者又はご家族の希望する医療機関

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援、自立と判定された場合（一旦保留とし、再度「要介護」と認定された場合そのまま再開）③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合（保留とし在宅復帰後そのままの契約）③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8.非常災害時の対策

- ・非常時の対応 別途に定める、消防計画により対応いたします。
- ・平時の訓練 別途に定める、消防計画に則り、年二回避難・防災訓練（夜間想定を含む）を実施します。
- ・防災設備
 - ：自動火災報知機 有り
 - ：誘導灯 有り
 - ：ガス漏れ報知器 有り
 - ：非常通報装置 有り
 - ：非常用電源 有り
 - ：スプリンクラー 有り
 - ：室内防火栓 有り
 - ：カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
 - ：震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分）
（その他、拡声器・携帯ラジオ・懐中電灯等）
- ・消防計画 消防署への届出
- ・保険加入
 - ：事故災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。
 - ：加入保険会社名 三井住友海上
 - ：加入保険内容 社会福祉施設・事業者総合保障制度

9 その他重要事項

(1) 身体拘束の原則禁止

事業所は、通所介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

（緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き）

- ・ 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - ① 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - ② 専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決める
 - ③ 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - ④ 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(2) 苦情対応

- ①事業所は、その提供した通所介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
- ② 事業所は、その提供した通所介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ入所者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- ③事業所は、その提供した通所介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(3) 地域等との連携

事業者は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流をはかる。

(4) 虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- ①従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- ②利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置
- ④事業者はサービス提供中に当該事業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はすみやかにこれを市町村に通報するものとする。

(5) 事故発生の防止及び発生時の対応

- ①利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合、事業者は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- ②事業者は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。事業者は事故発生防止のために事故防止委員会を設置し必要な措置を行う。

令和6年4月1日現在